

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
------------------	---

1. 政策体系上の位置付け

基本目標 VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標 5	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策目標 5-4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
個別目標 1	旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること
	(評価対象事務事業) ・人事関係資料整備事業
個別目標 2	旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。	
2 根拠法令等 ○恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)	
主管部局・課室	社会・援護局業務課
関係部局・課室	

2. 施策目標に係る指標等 3. 個別目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/23年度)	0.1 【-】	8.1 【-】	10.3 【-】	21.4 【-】	32.2 【-】
2	恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度)	(100.0)	(100.0)	67.0 【67.0%】	80.0 【80.0%】	100.0 【100.0%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、軍人履歴原表の整備は、平成16年度からの8年計画で行われている。 ・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。なお、進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。 						

個別目標1						
旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H16	H17	H18	H19	H20	
1	旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/23年度) ※ 施策目標に係る指標1と同じ。	0.1 【-】	8.1 【-】	10.3 【-】	21.4 【-】	32.2 【-】
・社会・援護局業務課調べによるものであり、旧陸海軍人事関係資料の整備は、平成6年度より計画的に行われている。						
参考統計						
	H16	H17	H18	H19	H20	
1	抑留者名簿のデータベース化件数 (単位:千人)	511	511	511	511	511
(調査名・資料出所、備考)						
・社会・援護局業務課調べによる。 ・抑留者名簿のデータベース化の前提として、ロシア政府より未提供分の名簿を受領する必要があるが、これは1万2千人分と考えられ、日ロ協議等において提供要請をする等、受領に努めてきたところ。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	人事関係等資料整備事業					
平成20年度 予算額等	180百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
平成20年度 決算額	168百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						
旧陸海軍の人事資料については、恩給、年金等の請求に必要な軍歴証明の作成や遺族等からの照会に使用されるなど使用頻度が高く、かつ損傷が激しいものがあることから、電子化による整備を進める。 また、平成3年に締結した「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」に基づき、ロシア側から提供されたソ連抑留者の死亡者名簿等を遺族及びソ連抑留関係者等に情報提供するため、関係資料を整備する。						
政府決定・重要施策との関連性						
なし						
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移(補正後) (百万円)	(180) 182	(182) 183	(180) 180	(173) 173	(180) 180	
予算上事業数等 データベース化予定件数 (頁)	665,854	868,054	907,054	707,054	962,000	
事業実績数等 データベース化済件数 (頁)	142,020	695,711	990,203	888,582	1,119,238	
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)						
旧陸海軍の人事資料のデータベース化については、優先度の高い資料より順次計画的に行ってきたところであるが、平成16年度より8年計画でデータベース化を行っている海軍履歴原表にあっては、当初、データベース化する箇所の検討や資料の整備に時間						

を要していたこと、その後も1人当たりの資料が試算を上回っていたこともあり、計画を下回るペースで作業が進捗していた。しかしながら、近年は資料の現状をほぼ把握できたことから、今後は、計画終了予定の23年度までにはデータベース化を終了することができるよう早急に資料整備を進めていくことにしている。

個別目標2

旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと

個別目標に係る指標

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度) ※ 施策目標に係る指標2と同じ。	(100.0)	(100.0)	67.0 (100.0) 【67.0%】	80.0 【80.0%】	100.0 【100.0%】

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、社会・援護局業務課調べによる。なお、進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。